



自動体外式除細動器及び自動体外式除細動器収納ボックスの
設置及び維持管理に関する協定書

草加八潮消防組合（以下「甲」という。）と草加市（以下「乙」という。）とは、相互の協力の下、乙の施設又は当該施設周辺で心肺停止に陥った傷病者の救命率の向上を図るため自動体外式除細動器（以下「AED」という。）及びAED収納ボックスの設置及び維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、甲が乙の施設又は当該施設周辺で心肺停止に陥った傷病者の救命を図る態勢を確保するため、AED及びAED収納ボックスの設置及び維持管理を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（設置施設等の協議）

第2条 甲は、乙の施設にAED及びAED収納ボックスを設置しようとするときは、当該AEDの調達に係る予算編成前に、次の各号に掲げる事項について乙と協議しなければならない。

- (1) 設置する乙の施設、設置場所、設置方法（壁掛や収納ボックス据置その他の方法をいう。）及び施設ごとの設置台数
- (2) 設置期間
- (3) その他必要な事項

2 甲は、AED調達の際、前項の協議結果から変更する事項がある場合には、乙と協議する。

3 乙は、新たにAEDの設置が必要と認める施設がある場合には、甲に対し協議を申し出るものとする。

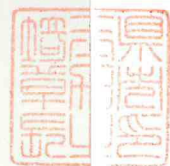
（設置）

第3条 甲は、第2条で協議を行ったAED及びAED収納ボックスについて、甲の予算の範囲内で設置するものとする。

2 乙は、乙の施設の屋外へ設置する場合、当該施設周辺に居合わせた者が24時間容易にAEDを使用できるよう、設置場所の配慮に努めるものとする。

3 甲は、乙の施設への設置に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 乙の施設の維持管理や災害時の避難誘導等に支障とならない場所に設置するように配慮すること。
- (2) AEDの落下や破損等により、施設利用者等に危険を生じさせることのないように設置すること。
- (3) AEDの設置及び撤去に関する作業は、甲乙協議の上、乙の施設の利用に支障



が出ない日時に行うこと。

(維持管理)

第4条 乙の施設に設置したAEDの日常点検は、乙の施設管理者が行うものとする。

2 乙の施設管理者は、日常点検の結果、異常を確認したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、乙からAEDに異常がある旨の連絡を受けた時は、修繕、代替品の準備その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

4 AEDの消耗品の補充及び交換は、甲又は甲が指定した業者が行うものとする。

(AED使用後の対応)

第5条 乙の施設管理者は、AEDが使用された場合は、速やかにその旨を甲に連絡するものとする。この場合において、甲は、当該AEDを再び使用できる状態にした上で、当該施設に設置するものとする。

(AEDの取扱い講習)

第6条 乙の施設管理者は、当該施設の職員がAEDの取扱いを含む救命講習を受講するよう努めなければならない。

2 甲は、乙の施設管理者から救命講習指導の要請があった場合には、乙の職員に対し救命講習を実施するものとする。

(撤去)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙の施設からAEDを撤去又は一時撤去するものとする。

(1) 協定が中途解約又は期間の満了により終了したとき。

(2) 乙の施設が廃止されたとき。

(3) 乙の施設の改修その他乙の施設において特別な事情があるとき。

2 甲は、乙の施設からAEDを撤去したときは、速やかに原状に復すものとする。

(費用の負担)

第8条 AEDの設置、維持管理及び撤去(一時撤去を含む。)に関する費用は、甲が負担する。ただし、乙の責に帰すべき破損、汚損、紛失等については、この限りでない。

(第三者の損害・紛争)

第9条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。

(2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。

2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じて処理や解決にあたるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は本協定締結日から5年間とする。

2 前項の期間満了の3か月前までに、甲及び乙いずれからも別段の申出がない場合は、さらに1年間更新され、その後も同様とする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年(2020年) 1月 1日

埼玉県草加市神明二丁目2番2号

甲 草加八潮消防組合

副管理者 大山 忍



埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

乙 草加市

草加市長 浅井 昌志

